

平成 24 年 5 月 17 日

各 位

東京都品川区東品川 3 丁目 32 番 42 号
株 式 会 社 J A L U X (ジ ャ ル ッ ク ス)
代表取締役社長 横尾 昭信
(東 証 1 部 コード番号 : 2 7 2 9)
お問い合わせ先 経営企画部長 田口 健
(T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 8 8 2 2)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 15 日開催予定の第 51 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 株主総会の開催場所について、より広い選択肢が確保できるように、株主総会の招集地を限定する現行定款第 13 条第 3 項を削除するものであります。
- (2) 機動的な配当政策を図るため、剰余金の配当を取締役会決議により行うことが可能となるよう、現行定款第 34 条、第 35 条に所用の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 15 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 15 日

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第13条</p> <p>1. 記載省略</p> <p>2.</p> <p>3. <u>株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか、東京都千代田区においても招集することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第13条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (削除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(<u>期末配当の基準日</u>)</p> <p>第34条 <u>本会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>期末配当金には利息をつけない。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第35条 <u>本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(<u>剰余金の配当の決定機関</u>)</p> <p>第34条 <u>本会社は、剰余金の配当については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議で定めることができる。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日等</u>)</p> <p>第35条 <u>本会社は、剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>2. <u>剰余金の配当には利息をつけない。</u></p>